

○神戸学院大学大学会館使用規程

1999年4月1日

制定

改正 2003年12月18日

2004年4月1日

2007年4月1日

2008年6月26日

2015年4月1日

第1条 この規程は、神戸学院大学学生委員会規程第7条に基づき、大学会館の使用に関し必要な事項を定める。

第2条 大学会館に館長を置く。

2 館長は、学生支援センター所長をもつて充てる。

第3条 大学会館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 神戸学院大学(以下「大学」という。)の職員及び学生
- (2) 教育後援会及び同窓会の関係者
- (3) その他、館長が認めた者

第4条 大学会館の開館時間は午前8時より午後9時までとする。ただし、館長が認めた場合はこの限りではない。

第5条 大学会館内の次に掲げる施設(以下「諸施設」という。)の使用については、別に定める。

- (1) マナビーホール
- (2) 卓球場
- (3) トレーニングルーム
- (4) フイットネスルーム
- (5) 談話室
- (6) 学生調理室

第6条 諸施設については、次の各号に掲げる用途に使用することができる。

- (1) 大学の主催する行事
- (2) 正課授業
- (3) 職員及び学生の主催する行事
- (4) 学生の課外活動

(5) 教育後援会及び同窓会の主催する行事

(6) その他、館長が認めたもの

2 前項各号の使用日程が重複した場合は、館長が調整する。

3 第1項第6号により、学外の団体等が使用する場合は、別に定める使用料を徴収する。ただし、特別の事情があるときは、これを減免することができる。

第7条 諸施設の利用者に次の各号の一に該当する行為があつた場合は、その使用を取消、中止、変更又は制限し、以後の使用を禁止することがある。

(1) 施設、設備等を破損又は滅失する行為

(2) 利用権の全部又は一部を他に転貸しする行為

(3) その他、この規程及び別に定める利用細則に違反し、管理運営に支障がある行為

2 大学において緊急、その他止むを得ない理由により利用の必要が生じた時は、利用の許可を取り消すことがある。その場合の損失については、大学は一切責任を負わない。

第8条 利用者が施設・設備等を故意又は重大な過失により破損又は滅失したときは、相当代価を弁済しなければならない。

第9条 大学会館の利用中に生じた事故で、個人の責任によるものについては、大学は一切その責任を負わない。

第10条 大学会館に関する担当部署は、学生支援センターとする。

第11条 この規程の改廃は、学生委員会により決定する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則(2003年12月18日)

この規程は、2003年12月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2004年4月1日)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年6月26日)

この規程は、2008年6月26日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規程は、2015年4月1日から施行する。